

令和7年度 先進都市視察 報告書

大阪府南部市議会議長会

報告市議会	高 石 市議会
報告者	議長 明石 宏隆 副議長 印丸 裕久 事務局長 堀内 昭彦
視察日時	令和7年8月6日(水) 13:00～15:00
視察先	神奈川県茅ヶ崎市
視察内容	議会改革の取組みについて
概 要	【政策討議について】 議会基本条例第16条に政策討議の規定を設け、具体的な組織や実施方法については議会制度検討会のなかで政策討議の運用について検討を行い、平成26年から取り組みを開始した。 〈政策提言に至るまでの流れ〉 ①4つの常任委員会(任期2年)で委員会ごとにテーマの検討を開始 ②委員会において、市の現状把握、課題抽出、情報収集、執行部へのヒアリングや意見交換会等を実施したうえで正式テーマを決定 ③先進事例の視察、関係団体との意見交換会やヒアリング、アンケート調査、市民からの意見聴取等を実施 ④全員協議会で各委員会ごとに実施状況と今後の予定を報告する中間報告を実施 ⑤提言書の素案を作成 ⑥全員協議会で素案について全議員に説明し、意見交換を行い市議会としての政策提言とすることを諮る ⑦政策提言書を議長から市長へ提出 【決算審査での事業評価の実施について】 〈決算事業評価の意義〉 ・議会が議決した予算の執行について、計数的審査、執行状況の審査等にとどまらず、各事業の成果も審査することにより、決算審査を充実させる。 ・審査結果を翌年度予算審査に反映させる。 〈事業評価の流れ〉 ①前年度決算事業評価特別委員会を設置(議長及び監査委員を除く全議員25人で構成) ②常任委員会を活用した4分科会を設置 ③各分科会が所管する事業の中から評価対象とする3事業を選定 ④議長から市長に事業評価の実施に関する依頼文書を提出 ⑤執行部から決算事業評価シートの提出 ⑥決算特別委員会へ名称等を変更 ⑦各分科会委員は、分科会での審査を基に評価を行い、評価シートを座長に提出 ⑧分科会としての評価を決定(評価が一致しないときは、最も人数の多い評価をその分科会の評価とする) ⑨各分科会での評価を決算特別委員会として正式決定 ⑩決算特別委員長から議長に審査結果報告 ⑪本会議において委員長報告(評価結果についても) ⑫市長へ評価結果の通知(評価結果の反映状況について、次年度予算編成等事務が終了したら報告をするよう求める) ⑬市長から次年度予算編成等への反映状況の報告 【議会報告会・意見交換会について】 議会基本条例第8条に市民参加の規定を設け、平成23年11月から議会報告会を実施した。平成25年5月からは、議会報告会と併せて意見交換会を実施した。現在、議会報告会については、令和3年4月1日に茅ヶ崎市議会YouTubeチャンネルを開設し市議会を紹介し、その活動内容を伝える動画を配信している。また、意見交換会については、令和3年11月よりワールドカフェ方式(アロハトーク)を開始し、中学生以上を対象に実施している。

所 見

【政策討議について】

茅ヶ崎市議会では、政策討議を最高規範である議会基本条例に規定し、平成26年から取り組みを始めている。任期を2年と定めた常任委員会ごとに、市の状況把握から課題抽出、テーマ設定、情報収集(視察等)、そして政策提言に至るまでの一連のプロセスが体系化され継続的に実施されている。このように、議会として常に政策を生み出す仕組みが構築されている点は参考になった。また、2年というタイトなスケジュールの中で、約30回の委員会や打合せを行うには議員の積極性が必要であるとともに、議員の専門性や資質の向上につながるものと感じた。本市議会においても、これまで各議員や会派からの発意に基づき、政策提言を行ってきた実績がある。茅ヶ崎市議会の仕組みは議会全体として切れ目なく政策提言を行う上では有効な手法である一方で、常に提言ありきで進めていくことが、本市議会にとって最善であるか検討が必要である。本市議会の実情に合わせて、いかに議会全体として政策形成能力を高めていくか議論を深めるべきと考える。平成26年の取り組み開始からこれまでに政策提言を6回行い、政策立案(条例制定等)の事例がなく、政策提言については議長から市長へ提言書の提出後は、執行部からの回答もなく検証も行っていないとの説明であった。市議会として提言書を提出したのであれば、それがどのように市政に反映されたのかなどの検証を行う必要があるのではないかと感じた。

【決算審査での事業評価の実施について】

決算審査の際に事業評価を実施する取り組みは、議会が議決した予算の執行の計数的審査、執行状況の審査等にとどまらず、各事業の成果を審査するとともに、その審査結果を翌年度予算審査へ反映させているところは、議会のチェック機能の強化という点で参考になった。本市議会では決算委員会において議長を除く全議員が質疑に参加でき、各議員が多角的な視点から質疑を行うことで、実質的な事業評価は可能であると考えられる。しかし、茅ヶ崎市議会の場合は、市長から評価結果を基に次年度予算編成等への反映状況の報告を実施している。今後は検証作業をどうするか検討が必要である。事業評価は、前年度の事業が対象であり当該年度の決算特別委員会での評価結果を基に次年度予算へ反映させていく流れとなっているため、2年のタイムラグが生じてしまうことになり、執行部がどのように事業へ反映させていくのか調整が難しいのではないかと感じた。

【議会報告会・意見交換会について】

多様な機会を設けて市民との意見交換を実施している点は、市民に開かれた議会を目指す上で重要である。一方で、参加者が固定化してしまうという課題も浮彫になった。議会活動報告や市民意見の聴取等は議会の重要な責務であるが、その手法や効果については検証が求められる。今後は、開催形式の工夫や多様な広報活動を通じて、より幅広い層の市民が参加できるような取り組みが必要であると感じた。

令和7年度 先進都市視察 報告書

大阪府南部市議会議長会

報告市議会	高 石 市議会
報告者	議長 明石 宏隆 副議長 印丸 裕久 事務局長 堀内 昭彦
視察日時	令和7年8月7日(木) 10:00～12:00
視察先	神奈川県横須賀市
視察内容	議会改革の取組みについて
概 要	【政策検討会議について】 〈政策検討会議設置の経緯〉 平成22年に議会基本条例を制定し、市議会において最高規範と位置づけ議会改革に取り組んできた。平成28年に政策形成能力の強化を目的に大津市議会や会津若松市議会等の先進事例の調査研究を行い、平成29年に政策検討会議の設置等を盛り込んだ議会基本条例の改正を行った。 〈政策検討会議設置の目的〉 ①議会全体で政策立案(条例制定または政策提言)を行い、課題解決に寄与する。 ②議員の任期(4年間)で議会が取り組むべき課題を協議し、計画的に取り組む。 〈政策形成(PDCA)サイクル〉 P:政策検討会議 ・政策課題の抽出と選定 ・4年間の実行計画策定と進捗管理 ・課題別検討会議の設置 D:課題別検討会議 ・専門的意見の聴取 ・市民意見の聴取 ・政策素案の策定 ・市民への報告 ・パブリックコメントの実施(条例制定の場合) ・条例議案提出、政策提言 C:部門別常任委員会 ・課題別検討会議提案による条例等の検証と評価(条例等を所管する常任委員会) A:部門別常任委員会 ・課題別検討会議提案による条例等の検証結果の報告と反映(条例改正等) 〈政策立案の実績〉 平成29年11月 横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例 平成30年10月 横須賀市がん克服条例 令和2年6月 横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例 令和3年12月 横須賀市犯罪被害者等基本条例 令和4年3月 横須賀市子どもの権利を守る条例 令和5年2月 公共交通の在り方に関する政策提言書 【災害時のBCPについて】 〈災害時BCP策定の経緯〉 平成28年4月の熊本地震発生を受けて、議長が議会運営委員会において災害時BCP策定の提案を行い、災害時における議会のあり方検討会を設置した。検討会において、市議会における災害発生時の対応、役割については議会基本条例で規定し、併せて行動指針及びマニュアルの策定(議会災害時BCP)を決定した。また、策定にあたっては、包括的パートナーシップ協定を締結した関東学院大学法学部教授等からの意見も盛り込み策定した。 〈災害時BCPの概要と役割〉 市災害対策本部3号配備(全職員対象)に係る災害をBCPが対象とする災害時に定義 議会 ①市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。また、市災害対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力、支援を行う。 ⇒ 市議会災害対策会議の設置 ②地域の被災状況等情報を整理し、市議会災害対策会議を通じて市災害対策本部へ提供する。また、市災害対策本部からの情報を議員へ提供する。

概 要

議員

- ①地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力、支援する。
- ②地域の被災状況等の情報を市議会災害対策会議に提供する。
- ③市議会災害対策会議からの情報を市民に提供する。

議会局

- ①来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
 - ②議会局職員の安否確認
 - ③正副議長の安否確認
 - ④控室等にいる議員の安否確認
 - ⑤議会フロアの被災状況確認
 - ⑥災害対策会議の開催準備、事務補佐
 - ⑦市災害対策本部との連絡体制確保
- 〈災害対策会議組織と役割〉

議長、副議長、議会運営委員会委員長、各会派代表者で組織し、議長は災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

- ①議員の安否、居所、連絡手段等の掌握
- ②議員の召集
- ③市災害対策本部から情報提供を受け、議員に提供
- ④議員等から提供された情報を収集・整理し、市災害対策本部へ提供
- ⑤国、県その他の関係機関に対する要望
- ⑥市災害対策本部からの依頼事項

※安否確認や情報提供はグループウェア(LINEWORKS)を活用
〈防災訓練の実施〉

平成29年度以降、安否確認や被災情報の共有等の通信訓練を主に、毎年1回実施している。令和5年度からは、新たにAED訓練や議場での対応訓練など計画的に行っている。

所 見

【政策検討会議について】

横須賀市議会の政策検討会議も、茅ヶ崎市議会の政策討議と同様に、議会が主体となって政策を立案・提言する仕組みであり大いに参考になった。本市議会で導入を検討していく上で、議員個々の視点や市民の多様なニーズを的確に捉え、時機を逸することなく政策に反映させるためにはどのような仕組みが最適か、多角的な視点から検討と政策形成サイクルとして実行計画の策定、政策立案、政策の検証、政策への反映・改善のPDCAサイクルの確立が必要である。横須賀市議会ではこれまで、条例を5件、政策提言を1件の合計6件の実績があるとの説明であった。特に、新たに条例を制定するにあたっては予算措置が必要な条例もあり、事前に執行部との協議調整をどのように行っていくかが課題である。議会が政策機能を発揮するためには、政策立案にともなう条例づくりに向けた支援、条例制定後の進行管理や検証など、議会事務局の政策補佐機能の強化を図るとともに職員の資質向上を図ることが重要であると感じた。

【災害時のBCPについて】

横須賀市議会のBCPは、大規模災害時における議会の役割を定めたものであり、その考え方は本市議会が策定した対応指針と同じであった。今回の視察で特に重要だと再認識したのは、災害時における議会の災害対策会議の位置づけである。市災害対策本部側の災害対応の負担を増大させることなく、議会としていかに連携し、補完的な役割を果たせるか明確に規定しておく必要がある。また、議員一人ひとりが災害発生時に取るべき行動（安否確認、情報収集・伝達、地域での協力活動等）を、平時から機会があるごとに確認し、実践的な訓練を通じて習熟度を高めていくことが、議会全体の災害対応能力の向上に不可欠であると強く感じた。

【総括】

今回の視察を通じて、先進都市議会における様々な取り組みは、本市議会の活動を評価し、今後の改善点を見いだす上で、多くの示唆を与えてくれた。特に、議会として政策形成能力の向上と、実効性のある市民参加や災害時対応については、本市議会においても継続的な検討課題である。視察で得た知見を活かし、本市議会の特性に合った、より機能的で市民に信頼される議会を目指し、今後の議会改革につなげていきたい。